

身体障害者の方に対する有料駐車場の優遇措置基準

1 身体障害者手帳

身体障害者程度等級(身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者程度等級による)が下記のいずれかに該当し歩行困難な方。

手帳の種別	障害の区分		障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害		1級から3級までの各級又は4級の1	
	聴覚障害		2級又は3級	
	平衡機能障害		3級	
	肢体不自由	上肢機能障害		1級、2級の1又は2級の2
		下肢機能障害		1級から4級までの各級
		体幹機能障害		1級から3級までの各級
		運動機能障害	上肢機能	1級又は2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動機能		1級から4級までの各級	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害		1級又は3級	
	免疫機能障害		1級から3級までの各級	
肝臓機能障害		1級から3級までの各級		

※再認定検査が指定されている方は、再認定検査が終了している方

2 戦傷病者手帳(戦傷病者特別援護法)の交付を受け歩行困難な方

戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害、肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症

3 「愛の手帳」総合判定が1度又は2度、「保健福祉手帳1級」、「小児慢性疾患児手帳(色素性乾皮症認定)」の交付を受け、看護者の付添いを必要とする方

愛の手帳 (東京都療育手帳)	1度又は2度 (3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方)
精神障害者 保健福祉手帳	1級 (精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方)
小児慢性特定疾患児手帳	(色素性乾皮症の認定を受けている方)

※身体障害者手帳の障害名欄に上記の障害が複数含まれている場合は、個別の等級ではなく身体障害者程度等級欄の等級とします。